

答 申 第 199 号
令 和 7 年 7 月 15 日

兵庫県教育委員会
教育長 藤 原 俊 平 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 7 年 3 月 17 日付け諮問第 3 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定県立高等学校にて実施されたいじめアンケート結果

第 1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定のうち、別表の「非公開とすべき部分」欄に掲げる部分、及び当該部分を除く部分のうち、本答申の趣旨を踏まえ実施機関において回答者を識別可能な情報と判断する部分は非公開とすることが妥当であるが、その余の部分は公開することが妥当である。

第 2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

1 公文書の公開請求

令和 6 年 2 月 10 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、特定年月から特定年月の期間に特定の県立高等学校にて実施されたいじめアンケート（以下「本件アンケート」という。）の結果の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

本件公開請求に対し、実施機関は、別表掲記の文書 1、3、5、8、10、12 及び 14 の集計資料並びに文書 2、4、6、7、9、11 及び 13 のアンケート個票を特定した（以下「本件公開請求文書」という。）。

2 実施機関の決定

令和 6 年 2 月 26 日、実施機関は、本件対象公文書について、条例第 6 条第 1 号及び第 6 号に規定する非公開情報が記録されているため、当該部分を非公開とすることとして公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和 6 年 5 月 23 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和 7 年 3 月 17 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した（以下「本件諮問」という。）。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公文書公開決定を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 審査請求書（要旨）

生徒の回答をすべて非公開とするのではなく、令和2年12月1日福島地方裁判所判決（以下「令和2年福島地裁判決」という。）と同等の開示を求める。

すなわち、非開示とする部分は令和2年福島地裁判決の別表1（固有名詞、日付（年月日）、性別、学年、学級、委員会名、部活動名、学級・委員会・部活動における役職（例えば、委員長、部長）・担当（例えば、係、ポジション、パート）、委員会・部活動で用いる器具・道具が記載されている部分。以下「令和2年福島地裁判決不開示目録」という。）に記載の範囲に限定すべきであり、いじめの行為・言動等のアンケート結果については開示すべきである。同判決と同様の判例が平成27年12月15日鹿児島地方裁判所判決においても出されている。

令和2年福島地裁判決においても述べられているように、文書には特定の個人を識別し、又は識別し得る情報が含まれているものの、これらの文書から令和2年福島地裁判決不開示目録記載の情報を除けば、その余の部分では特定の個人を識別できないため、同目録記載の情報を除いて開示すれば、個人の情報の開示には当たらない。

令和2年福島地裁判決においても述べられているように、前記方法による開示によれば、特定の個人を識別できないため、アンケートの回答者が、本人ないし回答内容に係る生徒及び保護者等が識別されることを懸念し、生徒が過度に慎重な判断をすることはいえず、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障が生ずるとは認められない。

なお、特定の県立高等学校におけるいじめアンケートへの対応においては、県民から理解と信頼を確保し、公正で透明な業務が実施されているかの極めて強い疑念があり、県民への積極的な情報公開により、公正で透明な業務が実施されていることを県民に提示するためにも、過去の判例に基づく適切な公開が必要である。

開示対象の文書の内、一部の文書の公開が漏れているので、漏れ分につい

ては速やかな開示を求める。まずは、本件処分に従って、漏れ分についても速やかな部分公開を求める。

(2) 意見書（令和7年4月6日付け。要旨）

ア 学校がいじめアンケート結果に適切に対応しているかどうかを県民がチェックできるように公開することは不可欠であり、また、条例前文に記載の「県民の「知る権利」を尊重し、県及び地方独立行政法人等の諸活動を県民に説明する責務を果たす」との目的を達成するためにも、いじめアンケート結果を公開し学校が適切に対応していることを県民に説明する義務が果たされなければならない。

イ 部分公開とする場合においても非公開とする部分は最小限とすることが条例に従った対応である。個人に関する情報の部分のみを非公開とすれば済むのであって、アンケートの回答内容のすべてを非公開とすることは不当であり、個人に関する情報に限定して非公開とするべきである。

ウ いじめ防止対策推進法28条2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しているので、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して、被害児童生徒等以外の者に関する個人情報についても、情報提供を行うことができる。

重大事態に的確に対処するためには、学校の設置者等と被害生徒等が被害生徒を取り巻く状況の理解をともに深め、その状況の理解を踏まえて、協議しながら様々な手立てを講じていくことが必要である。そのために、学校の設置者等は、被害生徒等に対して、できる限り多くの情報を提供して、それらを両者が共有するようにしなければならない。

エ （上記(1)第1段落ないし第4段落と同旨に加え）大津地裁平成26年1月14日判決においては、何らの限定なく開示した場合には、「開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、また、今後のアンケート調査が困難になるおそれがあるから調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると判断したこと自体は、不当であったとは言えない。」と判断し、その上で、「しかし、上記のおそれ等があるといえない部分についてまで不開示とすることが許されるものではない」と述べ、「行為をした者の個人名及び自死した長男以外の者の個人名を除く部分については」上記のおそれがあったとは認められないとしている。

オ アンケートの説明文に「秘密は守ります」と記載していることを理由とし

て公開できないと主張しているが、アンケートにいじめに関する記載があれば当然のこととして調査等を行うこととなり、アンケート等なんらかの方法で教員に連絡・通報があったことは生徒に知れるのであって、アンケートの記載内容のすべてを他人に知られないようにすることは実質的に不可能である。そもそもここで言う秘密とは、記載内容の一部、例えば、記載者名（誰が書いたものか）などが秘密に該当すると考えるのが妥当であり、いじめの内容は事実であり秘密には該当しない。したがって、非公開とする部分は、記載者名などの秘密とすべきものと被害生徒名などの個人情報等に限定すべきである。

カ 教育委員会は、アンケート結果を公開すれば高等学校における教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、非公開とする部分を適切に分類し個人が特定されないようにすれば、特定の個人を識別できないため、アンケートの対象者である生徒がアンケートに対する協力を拒むおそれがあるとは言えないから、令和2年福島地裁判決の目録記載の情報を除いて開示するのであれば、関係当事者間の信頼関係が損なわれ、又はアンケートの適正な執行を著しく妨げるとは認められない。

キ アンケートは、生徒が自身の感じているいじめの状況や心の状態を、勇気を持って記入したものであるはずである。こうした声を正當に扱い、社会に向けて事実を共有することで、当事者の尊厳を守り、今後の教育の在り方を検証する重要な材料となる。形式的に「個人情報が含まれる」という理由で非公開とすることは、こうした声を社会から遮断し、事実の把握や是正の機会を失うことにもつながりかねない。

ク アンケート結果について不適切な対応が明るみに出ることを恐れ廃棄する可能性があり、速やかに公開させる必要がある。

ケ いじめという公共的かつ重大な問題に関しては、その実態や対応に関する情報の非公開が続けば、市民からの不信感を招き、結果として教育行政全体の信頼性が損なわれかねない。教育現場の透明性を確保することは、未来を担う子どもたちの安全・安心を守る上でも極めて重要であると共に社会的検証の対象となるべきである。

コ 公開を求めた資料が一覧に含まれておらず部分公開すらされていない。当該資料についても公開を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由について

本件請求対象公文書のうち、本件アンケートへの生徒の回答部分は、特定の個人を直接識別することができる情報、又はその情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるおそれがある。よって、条例第6条第1号に該当すると認められる。

また、本件アンケートは公開を前提に行ったものではなく、これを公開することにより、今後生徒が過度に慎重な判断をして、いじめの実態把握を困難にさせる可能性は否定できず、教育事業の性質上、当該事業である高等学校における教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例6条第6号に該当すると認められる。

2 審査請求人の主張への反論等

本件審査請求に関する件につき、以下のとおり反論等する。

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、令和2年福島地裁判決等にならい、生徒の回答をすべて非公開とするのではなく、令和2年福島地裁判決不開示目録に示す項目（固有名詞、日付、性別、学年、学級、委員会名、部活動名、学級・委員会・部活動における役職・担当、委員会・部活動で用いる器具・道具が記載されている部分）は非公開とした上で、いじめの行為・言動等のアンケート結果の公開を求めている。

(2) 審査請求人の主張に対する反論

実施機関が、本件アンケートの生徒が回答した部分について公開できないのは、上記1のとおりである。

審査請求人は、同裁判例等を根拠として、非公開とする部分は令和2年福島地裁判決不開示目録に記載の範囲に限定するべきであり、いじめの行為、言動等のアンケート結果については公開するべきであると主張しているが、本件事案におけるアンケートの説明文には、「秘密は守ります」と記載しており、アンケートに回答した生徒は当該記載を信頼して回答しているものであって、結果が公開されることをそもそも想定していない。

令和2年福島地裁判決不開示目録に示す部分（固有名詞、日付、性別、学年、学級、委員会名、部活動名、学級・委員会・部活動における役職・担当、委員会・部活動で用いる器具・道具が記載されている部分）を非公開にしたとしても、本件事案では、個人が識別されうる可能性があるほか、勇気をもってアンケートに回答した生徒との信頼を破壊することとなり、今後同種のアンケートに影響を及ぼし、いじめの早期発見を阻害する結果になる危険性を孕んで

いる。これは、条例第6条第6号所定の「県の機関…が行う事務若しくは事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、いじめ疑い事案の調査に係る事務の適正な遂行が困難なものであり非公開とすべきものである。

上記のとおり、令和2年福島地裁判決については、本件事案に妥当せず、本件公文書における生徒の回答については、そのすべてを非公開とすべきものであるから、審査請求人の主張は失当である。

(3) その余の主張について

なお、審査請求の理由において、審査請求人は、一部の文書の公開が漏れているとして本件対象公文書の公開を主張するが、生徒からの提出個票のみで集計をしていない場合があること、特定学年分のみの回答を抽出したため特定の質問に対応する集計結果のみ抽出している場合があること、公開された文書に記載された特定年月日は、会議の開催日であるため、当該年月日に相当するアンケートは不存在であること、公開された文書における細長横線は、マスキングでなく罫線であることを、実施機関から審査請求人へ口頭で説明済みであり、本件処分に基づき部分公開した文書について漏れはない。

ア 審査請求人は「(特定の) アンケートについて、生徒からの提出分のみが公開されたが、集計した資料も公開されたい。」と求めているが、当該集計資料は作成していない。

イ 審査請求人は「(特定の) アンケートの集計は、No. ●から始まっており、No. ●からNo. ●、No. ●、No. ●を集計したページの公開が漏れており、当該ページも公開されたい。」と求めているが、審査請求人が指定した特定学年分のアンケートにつき公文書を特定の上、本件処分を行ったものである。

ウ 審査請求人は「(文書●の) アンケートの生徒提出分を公開してください。」と求めているが、上記イ同様、審査請求人が指定した特定学年分のアンケートにつき公文書を特定の上、本件処分を行ったものである。

エ 審査請求人は「(文書●の文面に記載された特定年月日の) アンケートの生徒提出分を公開してください。」と求めているが、同日はアンケートを実施したのでなく、会議を開催しただけである。

オ 審査請求人は「(文書●の) アンケートの集計資料は、他の集計資料では黒塗りされていない箇所(アンケートの質問項目等)についても黒塗りされています。非開示範囲が他の集計資料と異なる理由を回答してください。」と求めているが、黒塗りしているのではなく罫線である。

3 結論

以上のとおり、本件請求に対する実施機関の本件処分は妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

(1) 本件における争点

審査請求人は、要旨、令和2年福島地裁判決等を踏まえ、本件アンケートの回答者を特定できない限度で本件アンケートの記載内容を公開すべきとする。

実施機関は、回答者の個人情報に当たる（条例第6条第1号）ため又は公にすると生徒との信頼関係を破壊し、今後同種のアンケートに影響を及ぼし、いじめ疑い事案の調査に係る事務の適正な遂行が困難となる（条例第6条第6号）ため非公開としている。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号前段は、「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」を、同号後段は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を、それぞれ非公開とすることを定めている。

回答した生徒を識別できる情報は、当該生徒の個人情報であり非公開情報となる（同号前段）。同号前段所定の「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含む趣旨と解される。

また、本件回答の中には、回答者個人の機微に触れる友人関係等の悩みごとなど、特定の個人を識別できずとも、なお、個人の権利利益を侵害するおそれがあるとして非公開情報とすべき情報があると考えられる（同号後段）。

これらの非公開とすべき部分を、本件対象公文書の個別の記載内容に着目して同号の該当性を判断すべきと考えられる。

イ 本件アンケートについて

本件アンケートは、全学年を対象に実施されている（個票は、特定学年の

生徒分からいずれかの質問に回答があったものが抽出及び特定されているが、集計資料では、他の学年の生徒の回答も含め記載されている。)

(ア) 本件アンケート個票（文書 2、4、6、7、9、11及び13をいう。以下同じ。）

本件アンケート個票は、下記(イ) b ①ないし⑥の項目につき、自由記述により回答を求めており、生徒による回答は手書きされているため、筆跡を知る関係者であれば、回答者を容易に特定することができる具体的可能性が想定される。

本件アンケート個票には、「全ての項目について秘密を守ります」と記載されており、回答した生徒においても、所定のとりまとめ作業を経ずに、本件アンケート個票がそのまま公開されるとは想定していないと考えられることから、本件アンケート個票は、回答欄（空欄を含む。）及び学年、クラス、生徒番号及び氏名を記載した部分すべてを条例第6条第1号前段又は後段所定の個人情報として非公開とすることが相当である。

(イ) 本件集計資料（文書 1、3、5、8、10、12及び14をいう。以下同じ。）

本件アンケートでは、実施機関の説明によれば、個票（文書 7）に係るもの以外は、本件集計資料が作成されている。

本件集計資料は、ワープロを用いて、本件アンケート個票の生徒の回答について、短文は転記、長文は適宜要約の上、記載されている。

a 回答件数について

文書 1、3、5及び8については、回答件数が非公開とされているが、当該件数が単なる統計数値として取り扱うことができず、個人の回答内容が確知できる場合（条例第6条第1号該当）以外は、公開すべきである。

b 質問項目①ないし⑥にかかるとりまとめ結果

本件アンケートは次の項目に分けて行われているが、回答内容により、条例第6条第1号該当性を、以下検討する。

① 最近いじめを受けたことがある場合はその内容（以下「質問項目①」の例により略記する。）

② 最近いじめに近い嫌がらせやいじり等を受けたことがある場合はその内容

③ 最近、特定の高等学校の生徒が関わるいじめやいじめに近い嫌がらせやいじり等を見たことがある場合はその内容

④ 最近友人関係（人間関係）で悩んだり嫌な思いをしたことがある場合はその内容

⑤ その他相談したい悩み、問題がある場合はその内容（質問項目⑤が
存しないアンケートも実施されている。）

⑥ スマートフォンに関するトラブルで相談したいことがある場合はそ
の内容

(a) 質問項目①又は②に係るとりまとめ結果

質問項目①又は②は、各調査時点の直近における、いじめ又はい
じめに近い嫌がらせやいじり等（以下「いじめ等」という。）につ
いて回答者が受けた被害体験について、回答を求めたものである。

従って、質問項目①又は②の回答者は、直接いじめ等を受けた旨
を被害申告する生徒にほかならず、学校の関係者であれば、特定が
可能である可能性が高く、その回答内容は、条例第6条第1号前段
又は後段所定の個人情報として非公開とすることが妥当である。

(b) 質問項目③に係るとりまとめ結果

質問項目③は、各調査時点の直近における、いじめ等の目撃体験
について、回答を求めたものである。質問項目③には、学校に対す
る意見等も記載されており、公開することにより、今後のいじめ等
への対応を検証することもできるので、一律に非公開とするのは適
切とはいえない。

なお、本件アンケート個票には、「全ての項目について秘密を守
ります」と記載されているが、いじめ等の目撃体験をアンケートに
記載する生徒の心情としては、匿名性を保ちつつも、学校にいじめ
等を止めさせるための対応を望むものと合理的に推測される。

ここで、審議会において、本件アンケートの内容を参照したとこ
ろ、少なくとも、回答した個人が特定できないように秘匿すべき情
報としては、次のものが認められ、これらは、条例第6条第1号前
段所定の非公開情報として非公開とすることが妥当である（なお、
実施機関においては、本件アンケートが学校という場でなされるこ
とを踏まえ、下記以外にも、非公開とすべき情報がないか厳正に確
認し、必要があれば、条例第6条第1号該当の非公開情報として非
公開とすることが妥当である。）。

- ・ 学年、クラス、生徒番号、回答者氏名
- ・ 特定の情報が存在又は欠落等することにより回答者特定の具体
的可能性があるもの若しくは目撃又は伝聞がごく少数者に留まる
可能性のある回答内容

(c) 質問項目④及び⑤に係るとりまとめ結果

質問項目④及び⑤は回答生徒自身の抱える友人関係などの悩みについて回答を求めたものであるところ、思春期における機微に触れる個人的な友人関係などの悩みについて記載されており、個人が識別できないとしても、なお、その内容を他者に知られることにより、権利利益を侵害するおそれがあるものと認められ、条例第6条第1号後段所定の非公開情報として非公開とすることが妥当である。

(d) 質問項目⑥に係るとりまとめ結果

質問項目⑥の質問文は、アンケートにより表現の振れはあるが「スマートフォンに関するトラブルで相談したいことがある場合はその内容」とされ「トラブル」の内容が不定となっている。

このため、回答内容を見ると、自らが被害者となったネットを用的たいじめ等の被害体験（上記(a)）、当該いじめ等の伝聞に係る回答（上記(b)）、回答生徒自身の個人的なスマホの用法等に係る悩みごと（上記(c)）が存在するため、回答内容により区分して同様の判断をすることが妥当である。

(3) 条例第6条第6号該当性について

実施機関は、個人が識別されうる可能性に言及し、アンケートに回答した生徒との信頼を破壊し、今後同種のアンケートに影響を及ぼし、いじめの早期発見を阻害するとして、条例第6条第6号に該当する旨を主張する。

しかし、上記のとおり、条例第6条第1号前段又は後段該当の非公開情報として非公開とすべき情報を非公開とすれば、アンケートに回答した生徒が識別され信頼関係を破壊することにはならないのであって、独自に条例第6条第6号に該当する非公開情報として非公開とすべきものはない。

(4) 公開漏れがあるとの主張について

審査請求人は、文書7の本件アンケート個票に係る集計資料の追加公開、文書14の本件集計資料に対応する本件アンケート個票の追加公開等を求めている。

しかし、これら審査請求人が追加公開を求める資料は不存在であるとする実施機関の説明（第4・2(3)）に不合理又は不自然な点は認められない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

3 付言

本件アンケートには、「全ての項目について秘密を守ります」との記載があるが、趣旨が不明確であるため、アンケートの利用目的が、いじめ等の防止に向けられたものであること、匿名性を保ちつつ、個人が特定されないような形での利用、公開をすることがあり得ることが生徒に理解しやすいよう、当該記載の改善を求める。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

文書	内容	非公開とすべき部分
1	いじめ等に関する実態調査 【●月●日実施分記名式】	質問項目①ないし③の回答件数 質問項目④ないし⑥に係る回答者及び回答内容に係る記載すべて
2	いじめに関する実態調査令和 3年●月●日付(提出分)	記述欄(空欄含む。)及び学年、組、番号、氏名欄
3	いじめ等に関する実態調査 【●月●日実施分】	質問項目①ないし③の回答件数 質問項目①及び④ないし⑥に係る回答者及び回答内容に係る記載すべて 質問項目③の回答者の学年、クラス、特定の情報が存在又は欠落等することにより回答者特定の具体的可能性があるもの又は目撃又は伝聞がごく少数者に留まる可能性がある回答内容(以下「特定情報」という。回答内容30～36字及び40～44字)
4	いじめに関する実態調査令和 3年●月●日付(提出分)	記述欄(空欄含む。)
5	いじめ等に関する実態調査 【●月●日実施分記名式】	質問項目①ないし③の回答件数 質問項目④ないし⑥に係る回答者及び回答内容に係る記載すべて
6	いじめに関する実態調査令和 3年●月●日付(提出分)	記述欄(空欄含む。)及び学年、組、番号、氏名欄
7	いじめに関する実態調査令和 3年●月●日付(提出分)	記述欄(空欄含む。)
8	いじめ等に関する実態調査 【●月●日実施分記名式】	質問項目①ないし③の回答件数 質問項目④及び⑥(質問項目⑤が存しないため、標記上の質問番号とずれがある場合がある。以下同じ。)に係る回答者及び回答内容に係る記載すべて
9	いじめに関する実態調査令和 4年●月●日付(提出分)	記述欄(空欄含む。)及び学年、組、番号、氏名欄
10	いじめ等に関する実態調査 【●月●日実施無記名式】集計	質問項目①及び②に係る回答者及び回答内容に係る記載すべて 質問項目③に係る回答者の学年、クラス 質問項目④及び⑥に係る回答者及び回答内容に係る記載すべて
11	いじめに関する実態調査令和 4年●月●日付(提出分)	記述欄(空欄含む。)
12	いじめ等に関する実態調査 【●月●日実施 記名式】集計	すべての回答に係る学年、クラス、生徒番号及び回答者氏名 特定情報(上から順に回答者3人目分31～61字及び119～127字)、質問項目④又は⑤に相当する回答内容(回答者4人目及び7人目分のすべて)
13	いじめ等に関する実態調査 【●月●日実施分】	記述欄(空欄含む。)及び学年、組、番号、氏名欄
14	いじめ等に関する実態調査 【●月●日実施 無記名式】集計	すべての回答に係る学年、クラス、生徒番号及び回答者氏名 質問項目④に係る回答者及び回答内容に係る記載すべて 特定情報(上から順に回答者3人目分31～61字及び119～127字、質問項目④又は⑤に相当する回答内容(回答者4人目及び7人目分のすべて))

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和7年3月17日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和7年4月6日	・ 審査請求人から意見書を受領
令和7年5月9日 第1部会（第111回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年5月23日 第1部会（第112回）	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
令和7年7月1日 第1部会（第113回）	・ 審議
令和7年7月15日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 浅 野 博 宣

委 員 申 吉 浩

委 員 鳥 井 真 次（令和7年7月1日から）

委 員 中 本 浩 一（令和7年6月30日まで）

委 員 西 片 和 代

委 員 西 上 治